

# 尾久の原公園マネジメントプラン

---

尾久の原公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

東京都建設局

## 目次

はじめに	33-3
I 尾久の原公園の基本的事項	33-4
1 都市計画等	
2 過去の実組等	
3 社会状況等の変化	
II 尾久の原公園の開園概要	33-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 尾久の原公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	33-7
2 取組方針	33-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	33-18
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
尾久の原公園の現況写真	
<資料編>	33-22
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 尾久の原公園に関する資料	



## はじめに

---

「尾久の原公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 尾久の原公園の基本的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第6・5・13号尾久の原公園
- ・位置 荒川区東尾久七丁目地内
- ・面積 10.00ha
- ・種別 運動公園
- ・決定告示 (当初)平成元年3月20日 東京都告示第286号

### (2) 尾久の原公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部北部に位置する都市計画公園である。計画区域の大部分は、旧旭電化工業(株)尾久工場の跡地で、下水道施設上部を含めた土地利用が計画されている。北側には隅田川と隣接し、水と緑のネットワークを形成し、重要な役割を担っている。

本園中央部には、湿地を再現した通称トンボ池があり、多くの種類のトンボが見られる。園内には、芝生広場、クローバーの広場、流れ等の施設が整備されており、特に小さな子供達を対象とした人工の流れは、多くの利用がある。また、公園北側の一帯にシダレザクラを植樹し、桜の名所づくりを進めている。

なお、東京都地域防災計画及び荒川区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

### (3) 整備計画

尾久の原公園の整備計画(H2)

方針

- ・災害時の避難場所として、有効な面積を最大限確保するようなオープンスペースとする。
- ・多様化する都民のスポーツ・レクリエーション需要に対応できる公園とする。
- ・現況の環境を生かしつつ、親水性のある流れや地形的変化を取り入れたような環境を造る。

## 2 過去の取組等

### (1) 過去の取組の成果

「尾久の原公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

#### ○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定した。地元消防署等と連携した防災プログラムの実施、施設紹介等を行った。

#### ○自然とふれあえる場となる都立公園

ワークショップや、ボランティアと連携した絶滅危惧種の観察等を実施した。

## (2) 尾久の原公園のテーマとこれまでの実績

本公園は、過去7年間、以下のテーマで指定管理者が運営管理に取り組んできた。

テーマ：水辺のいきものとふれあえる街中公園

これまでの実績：

- ・ボランティアと協働で自然環境保護と観察会を定期実施
- ・下町の公園の特性にあわせた多様な利用促進プログラムを展開

### 3 社会状況等の変化

#### (1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

#### (2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・荒川区地域防災計画（平成 30 年）

## Ⅱ 尾久の原公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称	都立尾久の原公園（おぐのはらこうえん）
開園日	平成5年6月1日
開園面積	61,841.28㎡（令和3年12月1日現在）
公園種別	運動公園
所在地	荒川区東尾久七丁目、町屋五丁目
アクセス	日暮里舎人ライナー・都電荒川線「熊野前」、都電荒川線「東尾久三丁目」、JR山手線「田端」から都営バス（駒込病院～北千住駅）「大門小学校前」、JR・東京メトロ千代田線・日比谷線・東武伊勢崎線「北千住」から都営バス（駒込病院行き）「大門小学校」

#### (2) 主な公園施設

管理事務所、池（トンボ池）、湿地、流れ

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

地域の利用者が中心で、広場外周の園路での散策やジョギングが日常の主な利用である。トンボを目当てとする来園も見受けられる。

なお、「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画」（東京都環境局）が平成26年10月10日に告示され、開園区域南側の芝生広場及び中央西側水辺周辺が「ダイオキシン類土壤汚染対策地域」（以下、対策地域）に、残りの園地が「リスク管理地域」に定められている。

※「リスク管理地域」とは、「対策地域以外の、人が立ち入ることのできる地域で、対象地域と地歴が同一であり、表層においてダイオキシン類の土壤環境基準超過は確認されていないものの、地中に汚染が存在する可能性がある場所」のこと。

#### (2) 利用者動向（推計値）

##### ・年間利用者数の推移

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
年間総計（人）	1,009,338	132,216	518,711	567,108	349,254

##### ・月別利用者数の推移

2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	103,972	125,800	72,499	64,654	61,491	62,405
（人）	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,009,338	89,486	85,937	79,506	81,880	88,255	93,453

#### (3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

5団体・約40名が、花壇づくりや希少植物の保護、池の水質改善及び維持活動や自然観察などを行っている。

**(4) 主な催し物開催状況（令和2年度実績は資料編参照）**

「スタンプラリー」「ペットマナーアップ活動」などが行われた。

## Ⅲ 尾久の原公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

##### 【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の強化・充実を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定  
避難場所（全域）
- ・荒川区地域防災計画による指定  
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

#### ■目標2：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

##### 【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

日常的な施設清掃に加え、巡回やマナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組

#### ■目標3：自然とふれあえる場となる都立公園

##### 【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：自然体験等の取組

## ■目標4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

### 【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・憩いやレクリエーションに利用されるゾーン  
公園入り口に面した芝生広場と外周の園路は、休憩等のほか、ジョギングやウォーキングなど多様なレクリエーション利用に対応していく。
- ・子どもたちが自由に遊べるゾーン  
地形勾配にあわせて自然に配置された開放的な原っぱは、子どもたちが自由に遊べるように草地の維持管理を行っていく。原っぱの法面にある複合遊具については、子どもたちが安全に遊べるように、点検・補修等を行っていく。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・市街地との緩衝のための樹林地のあるゾーン  
豊かな緑を楽しむとともに、緑豊かな樹林地景観を育成してくとともに、散策・休息等の利用に対応していく。

#### K：環境共生・保全ゾーン

- ・通称トンボ池と呼ばれる池、湿地のあるゾーン  
自然観察を楽しめる。水質等を点検・維持し、生物の生息・生育環境の維持、保全を図る。

#### L：水辺・親水ゾーン

- ・芝生広場に面した水深の浅い流れのあるゾーン  
夏場には子供たちが安全・快適に水遊びができるように維持していく。

#### N：管理ヤードゾーン

- ・管理事務所のあるゾーン  
利用者へのサービス提供の拠点として対応していく

#### Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部  
本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 尾久の原公園

凡例

記号	名称
A	多目的広場ゾーン
E	休息・散策ゾーン
K	環境共生・保全ゾーン
L	水辺・親水ゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン



この計画は、国土建設部が、1974年12月20日付の告示(建設省告示第15号)に基づき作成されたものである。この計画は、国土建設部が、1974年12月20日付の告示(建設省告示第15号)に基づき作成されたものである。この計画は、国土建設部が、1974年12月20日付の告示(建設省告示第15号)に基づき作成されたものである。

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

## 2) 本公園の維持管理における留意事項

### ①水辺の自然環境の維持管理

池や湿地については、多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

### ②ダイオキシン類土壤汚染対策計画に基づく維持管理

「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画」（東京都環境局、平成26年10月）に基づき、適切に行う。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

##### ③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テラワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

##### ④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①公園の個性を活かした体験や学び場の提供

自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムなどにより、子ども達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、湿地や池、シダレザクラなどの資源を活かした取組を行っていく。

##### ②都民協働による公園づくり

シダレザクラの名所づくり、身近な動植物の保全活動、桜祭りなどのイベント・プログラムの企画・運営など、多様な分野において都民やNPO等と連携し、都民協働による公園づくりを進めていく。

## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

### 3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

### ①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。



周辺土地利用図(空中写真)

尾久の原公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域



尾久の原公園の現況写真 【令和3年8月撮影】

①入口芝生広場



⑤複合遊具



②管理事務所



⑥シダレザクラの広場



③流れ



⑦トンボ池



④小花壇



⑧休憩所

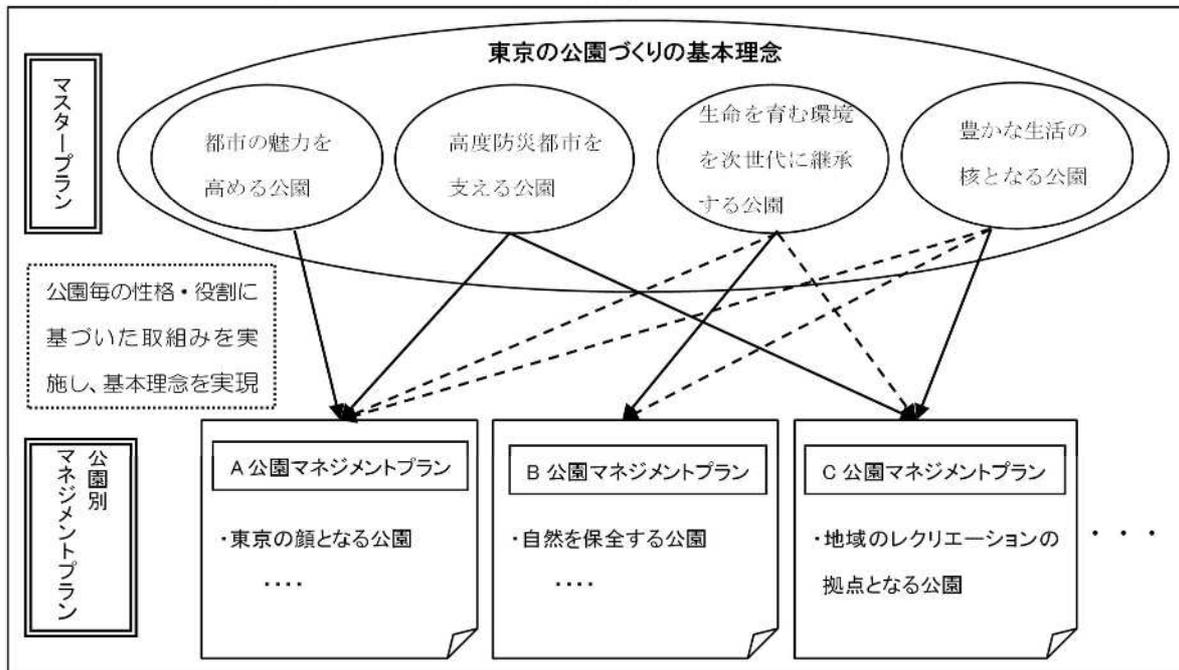


## <資料編>

### 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、尾久の原公園が担うことになるプログラムには◎を、尾久の原公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 尾久の原公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本防災理念都2市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新
	環境負荷の少ない公園づくり	○		
に生基本継命承を育念すむ3公園環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	◎ ○
豊かな基本理念生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	公園でのスポーツによる健康づくり		○	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			公園・動物園サポーター制度の実施	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

## 資料2 尾久の原公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

大正 7 年 1918 年	旭電化尾久工場設置
昭和 53 年 8 月 1978 年	「旭電化尾久工場跡地利用計画協議会」が発足
昭和 54 年 1979 年	旭電化尾久工場の撤去
昭和 56 年 12 月 1981 年	「旭電化尾久工場跡地利用基本構想等について」が提出され、東京都と合意
昭和 60 年 1985 年	旭電化尾久工場跡地及びその周辺の「アメニティデザインガイド」を立案し、公園利用の方向性を提案
平成元年 3 月 1989 年	東京都告示第 286 号により、都市計画決定
平成 2 年～ 1990 年	園地整備着手
平成 5 年 6 月 1993 年	東側 1.4ha を開園
平成 7 年 8 月 1995 年	池周辺約 1.9ha を開園
平成 14 年 3 月 2002 年	区民の寄付により 130 本のサクラを植栽
平成 15 年 6 月 2003 年	原河岸通り沿い約 0.2ha を追加開園
平成 26 年 10 月 2014 年	ダイオキシン類土壤汚染対策区域に指定、対策工事着手
平成 27 年度 2015 年	対策工事完了 公園の全面利用を再開

### (2) 公園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・公園を含む荒川区北部一帯は、隅田川右岸に広がる標高 T.P+2.0 前後の沖積低地である。この低地は利根川、荒川によって形成された三角州で砂州、自然堤防等の微高地形の発達は乏しく、大部分が平坦地となっている。
- ・在来地盤は、四阿などの通常の公園建築物の支持地盤としては充分であるが、建築物などを設置する場合は杭支持が必要である。
- ・注目すべき植物群落としては、ヒメガマ群落があり、この群落は市街地の中に残された数少ない水生植物群落で、環境保全機能の高い植生としてトンボ類の生息・繁殖地にもなっている。
- ・本公園周辺は下町の工場地帯で住宅密集地となっており、数少ない、まとまった広さを持つ貴重なオープンスペースとしてその活用を期待されている。

#### 2) 社会的環境

- ・本公園周辺の車両交通は、敷地北側の「原河岸通り」「旭電化通り」の二つが東西方向の主要道路として位置付けられる。これら東西方向の道路と接続する細街路

は複雑に入り組んでいるため、広域圏からの利用者は旭電化通り、または原河岸道路からのアプローチが一般的となる。

- ・本公園は隅田川に隣接した立地環境にあるため、車両以外の交通条件は南側方向からが主となる。電車を利用する場合、都電荒川線の「東尾久三丁目」、日暮里・舎人ライナー「熊野前」が公園に最も近く、京成電鉄、東京メトロ千代田線の「町屋」駅は直線距離で約1 km である。

### (3) 園内のトピックス

#### ①池

通称トンボ池。湿地だったこの場所の自然が昔のままの姿で残されている。トンボの貴重な生息地である。

#### (4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・河川法
- ・東京都景観条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

#### (5) 利用状況等データ

##### 1) 公園占用の状況

(件)

項目	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
写真撮影	2	2	1	3	5
映画等の撮影	5	4	3	6	12
その他	3	4	10	7	2

##### 2) 主な催し物

###### 令和2年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ペットマナーアップ活動	4月／6月／ 7月／8月／ 9月	43
	2	巨大かぼちゃ展示	9月～10月	—
	3	クリスマス装飾	12月	—
	4	パークミーティング	10月	3
自主事業	1	ガーデニングデスク	通年	13
	2	無線LANスポット	3月	—
	3	公園リーフレット	9月／3月	800部
	4	インタープリタープログラム	6月～8月／ 11月～2月	33人／5000部
	5	スタンプラリー	10月	200
都民協働	1	パークミーティング	10月	3
	2	希少植物管理観察	6月／8月／ 10月／11月 ／3月	22
	3	公園清掃	4月～9月／ 11月	35
	4	公園花壇づくり	11月～1月 ／3月	11
	5	ワンちゃんマナーアップ活動	9月～12月	4

###### 令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ペットマナーアップ活動	通年	208人／12組
	2	七夕飾り	6月～7月	20
	3	打ち水イベント	8月	62
	4	クリスマス装飾	11月～1月	—
自主	1	ガーデニングデスク	通年	10

事業	2	公園リーフレット	9月	300部
	3	プチマルシェ	4月／9月／ 10月／12月 ／3月	17819
	4	季節のワークショップ	4月～7月／ 10月／12月 ～2月	820
	5	インタープリタープログラム	4月	163
	6	スタンプラリー	4月～5月	台紙 2500枚 ¥、ゴール 25 人
	7	動物愛護フェスタ	10月	782
	都民 協働	1	パークミーティング	4月／5月／ 2月
2		希少植物管理観察	5月～7月／ 9月～3月	45
3		公園清掃	7月／9月～ 3月	31
4		公園花壇づくり	6月／11月	16
5		ワンちゃんマナーアップ活動	5月／6月／ 9月	18

#### 平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数 (人)
イベ ント	1	ペットマナーアップキャラバン	10月	50
	2	七夕飾り	6月～7月	200
自主 事業	1	ガーデニングデスク	通年	7
	2	公園リーフレット	9月	300部
	3	プチマルシェ	4月／10月	1000
	4	季節のワークショップ	4月～6月／ 8月／10月 ／12月／3 月	1897
	5	インタープリタープログラム	10月	240
	6	スタンプラリー	3月	—
	7	フォトコンテスト	10月～1月	応募 34 作品、 入選 4 作品
	8	動物愛護フェスタ	10月	1180
	9	クリスマス装飾	12月	38822
都民 協働	1	パークミーティング	5月／12月	11
	2	希少植物管理観察	4月～11月 ／1月～3月	78
	3	公園清掃	4月／5月／ 8月／11月	43

			～1月／3月	
	4	公園花壇づくり	4月～6月／ 10月～12月	36
	5	ワンちゃんマナーアップ活動	5月／9月／ 11月／3月	26

### 3) 主な活動団体（令和2年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
尾久の原愛好会	公園の自然観察、稀少植物保護	17
尾久の原公園花の会	花壇作り、花の植込み、管理	6
尾久の原公園カバグループ	花壇作り、花の植込み、管理	2
尾久の原公園おそうじ隊	園内の清掃・雑草除草	2
尾久の原公園わんにゃんパトロール	愛犬家へのマナー向上呼びかけと糞の清掃	15